

# 洪水時の避難確保計画

特別養護老人ホーム北砂ホーム

2017年 8月 作成

## 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を江東区長へ報告する。

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 147名	昼間 50名	休日 115名	休日 20名
夜間 115名	夜間 6名		

**【施設周辺の避難経路図】**

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

**避難経路図**

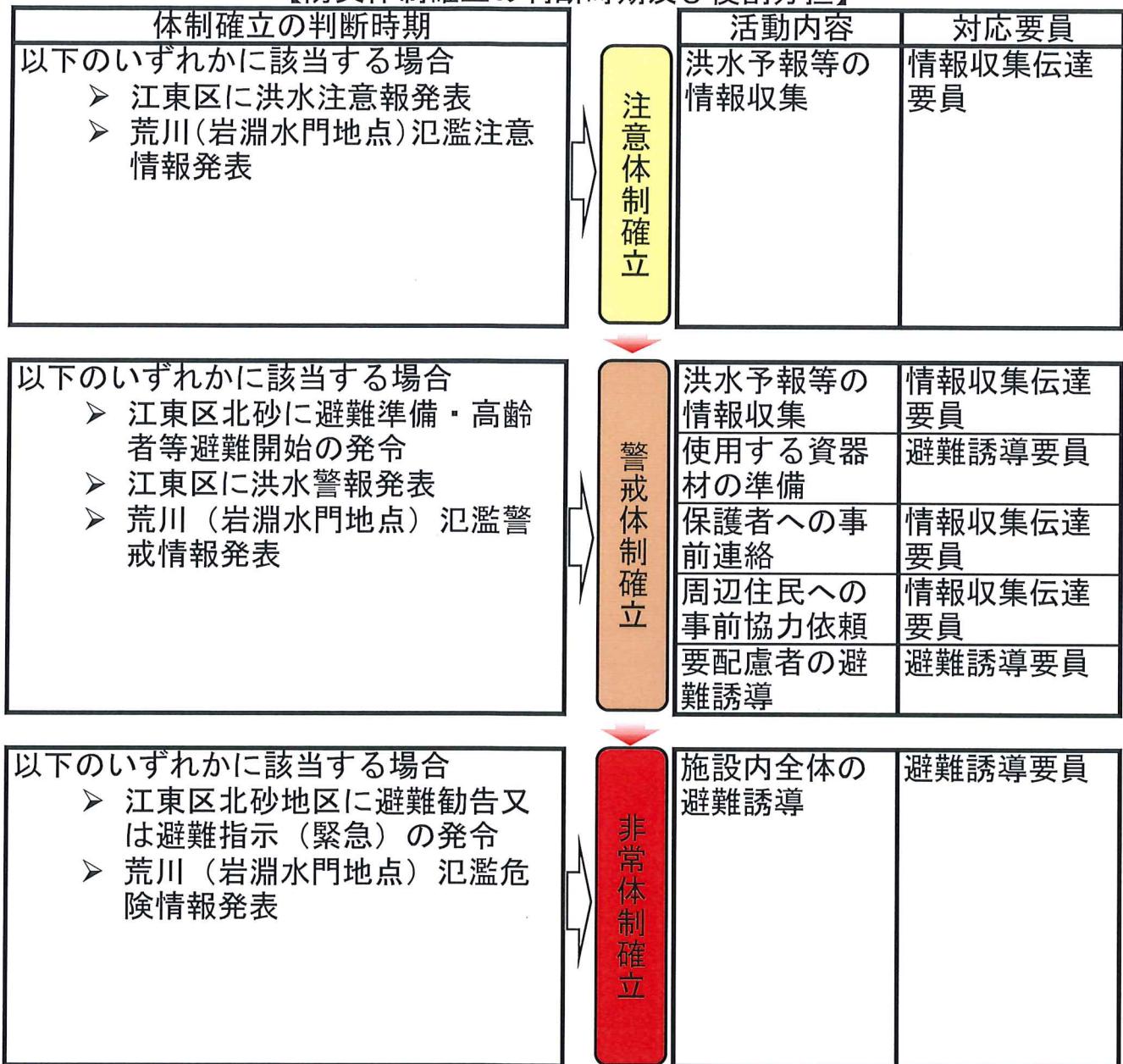


施設所在地	江東区北砂 6-20-30
避難場所	江東区夢の島2-1

#### 4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

## 5. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ➤ 気象庁HP( <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> )
洪水予報 水位到達情報 水位情報	江東区からのファックス インターネット ➤ 「川の防災情報」の荒川の水位到達情報発表状況  ➤ 「川の防災情報」の荒川の水位観測所の水位  ➤ 気象庁HPの洪水予報のサイト ( <a href="http://www.jma.go.jp/jp/flood/">http://www.jma.go.jp/jp/flood/</a> )
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線 テレビ ラジオ インターネット ➤ 江東区のサイト( <a href="https://www.city.koto.lg.jp/bosai-top/index.html">https://www.city.koto.lg.jp/bosai-top/index.html</a> ) 江東区の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状況や人数について江東区長に報告する。
- ③ 江東区への連絡先は以下とする。

江東区福祉部長寿応援課施設支援係 03-3647-4331

## 6. 避難誘導

### (1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	夢の島公園	5200m	車両 6台
屋内安全確保	施設の3・4・5階(屋上)		

## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ5台、ラジオ2器、ファックス1台、携帯電話6台、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話6台、拡声器1台、懐中電灯10台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具5人分
利用者	おむつ300枚、おしりふき1000枚
そのほか	ウエットティッシュ300枚、ゴミ袋100枚、タオル300枚

浸水を防ぐための対策

## 8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

### ■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

### ■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。